

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

1 概況

○概して賃金上昇率は縮小し、落ち着いて推移。物価も上昇率は概して安定して推移しており、特に欧米先進国において物価は安定。

○特に、戦後最悪の失業情勢にあるドイツにおいては、労働組合による「雇用の確保・創出と引き換えに実質賃上げを放棄する」との提案が非常に大きな注目を浴びた。

(1) 賃金・物価の動向

1995～96年には、一部の例外はあるものの賃金上昇率は縮小し、落ち着いて推移している。物価についても、上昇率は概して安定して推移しており、特に欧米先進国において安定している。例外は中国で、物価上昇率は2ケタ台で、賃金も2ケタ台の伸びを見せ、さらに上昇率は増加している。

G7諸国では、賃金の上昇率は縮小傾向にあり、安定して推移している。その中では、イギリス、ドイツの賃金の伸びが3%台～4%程度とやや大きいが、フランス、カナダでは2%前後と小さな伸びとなっている。物価は安定しており、物価上昇率は、イタリアが5%台であるのを除き、2～3%で推移している。中でもドイツにおいては1%台となっている。

雇用・失業情勢の改善との関連で、アメリカの賃金の動向が議論的となった。アメリカの被雇用者数は大幅に増加したが、その大部分は賃金が相対的に低いサービス業と小売業における増加であり、さらに雇用者総数に占めるサービス業雇用者の割合が上昇していることから、アメリカの労働者の実質賃金の水準は低下しているとの見方もある。

アジアNIEsでは、6%台の台湾から11%台の韓国まで賃金の上昇率の水準は異なるものの、各国・地域とも伸びは低下傾向で落ち着いて推移している。物価上昇率も、1～2%のシンガポールから9%前後の香港まで、その水準は異なるものの、縮小傾向にある。

中国においては、加熱気味の経済を背景に、まったく異なった動向を示している。都市部雇用者の賃金の上昇率は2ケタ台で増大しており、94年には34.6%の大幅な伸びとなっている。物価上昇率も2ケタ台まで増大し、95年は加熱気味の経済に対応した引き締め策もあって、上昇率はやや縮小したが、それでも17%となっている。

東欧諸国では、チェッコの物価上昇率が1ケタ台、スロヴァキアの物価上昇率がほぼ1ケタ台であるのを除いて、依然2ケタ台の上昇率ではあるものの、賃金、物価とも上昇は沈静化している。ロシアにおいては、賃金、物価とも上昇率が縮小していることは東欧諸国と同様であるが、経済の停滞の中で、依然3ケタ台の水準となっている。

(2) 賃金・物価に関する対策

賃金に関する対策としては、最低賃金の引上げが多くの国で実施された。また、最低賃金の関連では、現保守党政権下で事実上最低賃金制度がないイギリスにおいて、最低賃金制度の復活が大きな争点となっていることが注目されている。

戦後最悪の失業情勢にあるドイツにおいては、最大の産別労働組合である金属産業労組(IGメタル)が、雇用の確保・創出と引き換えに実質賃上げを放棄するとの提案を政府及び経営者側に対して行い、これが、非常に大きな注目を浴びるとともに、深刻な失業問題の解決に向けた政労使三者が協調した取組みの重要な契機となった。

また、ドイツをはじめ深刻な失業問題に悩む欧州においては、雇用を促進するために事業主の負担の軽減の重要性が指摘され、その一環として、社会保障費等賃金外コストの軽減の必要性等が強調された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

2 G7諸国及びEU

(1) G7諸国

ア アメリカ

(ア) 賃金・物価の動向

週当たり実収賃金(民間非農業、生産・非監督的労働者)は、1994年まで順調に伸びてきたが、95年に入って、景気の減速を反映して上昇率がやや低下した。この間、消費者物価は非常に安定しており、上昇率は3%を下回る水準で推移しているが、94年を例外として、実収賃金の上昇率が物価上昇率を下回っていることから、実質賃金は減少している(95年は-0.2%)(表1-3-1参照)。

表1-3-1 アメリカの実収賃金及び消費者物価上昇率の推移

表1-3-1 アメリカの実収賃金及び消費者物価上昇率の推移

(%)

	1992年	93	94	95				
					1~3月	4~6	7~9	10~12
賃金上昇率	2.7	2.8	3.4	2.6	3.0	2.1	3.2	2.3
物価上昇率	3.0	3.0	2.6	2.8	2.8	3.1	2.6	2.7

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」

アメリカ商務省「Survey of Current Business」

注1 対前年（同期）増加率である。

注2 賃金は、民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり実収賃金である。

産業別に実収賃金の水準を比較すると、サービス業、小売業の賃金が特に低く、サービス業は製造業の7割強であり、小売業は半分以下である。しかも、製造業においては毎年賃金上昇率が上昇していることから、サービス業、小売業の賃金の製造業との格差は拡大している。また、製造業の雇用者数が減少傾向にあるのと対照的に、サービス業、小売業の雇用者数は増加傾向にあり、したがって、全雇用者に占める割合は、製造業等が低下しているのに対して、小売業は横ばい、サービス業は一貫して上昇している。これらの結果、アメリカの労働者の実質賃金水準は低下しているとみられる(表1-3-2参照)。

表1-3-2 産業別実収賃金及び雇用者数等の推移

表1-3-2 産業別実収賃金及び雇用者数等の推移

(ドル、%)

	1990年	91	92	93	94
産業計	345.35	353.98	363.61	373.64	386.21
鉱業	603.29	630.04	638.31	646.78	665.58
①対前年増減比	5.8	4.4	1.3	1.3	2.9
②対製造業指数	136.5	138.5	136.9	133.1	131.4
③雇用者数増減比	2.5	-2.8	-7.8	-3.9	-1.6
④雇用者比率	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6
建設業	526.01	533.40	537.70	553.63	572.61
①対前年増減比	2.5	1.4	0.8	3.0	3.4
②対製造業指数	119.0	117.2	114.4	113.9	113.2
③雇用者数増減比	-1.0	-9.2	-3.4	3.9	7.3
④雇用者比率	5.6	5.2	5.0	5.1	5.3
製造業	441.86	455.03	469.86	486.04	506.52
①対前年増減比	2.8	3.0	3.3	3.4	4.2
②対製造業指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
③雇用者数増減比	-1.6	-3.5	-1.6	-0.2	1.3
④雇用者比率	20.9	20.5	20.1	19.7	19.3
運輸・公益業	504.53	511.61	523.21	539.35	553.01
①対前年増減比	2.9	1.4	2.3	3.1	2.5
②対製造業指数	114.2	112.4	111.4	111.0	109.2
③雇用者数増減比	3.0	-0.5	-0.7	1.9	3.0
④雇用者比率	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3
卸売業	411.10	424.82	435.10	448.47	462.22
①対前年増減比	4.1	3.3	2.4	3.1	3.2
②対製造業指数	93.0	93.4	92.6	92.3	91.4
③雇用者数増減比	-0.2	-1.5	-1.4	-0.3	2.7
④雇用者比率	6.8	6.8	6.7	6.5	6.5
小売業	194.40	198.48	205.06	209.95	216.46
①対前年増減比	3.0	2.1	3.3	2.4	3.1
②対製造業指数	44.0	43.6	43.6	43.2	42.7
③雇用者数増減比	0.7	-1.6	0.4	2.2	3.4
④雇用者比率	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5
金融・保険・不動産業	356.93	370.92	387.36	406.33	423.51
①対前年増減比	4.6	3.9	4.4	4.9	4.2
②対製造業指数	80.8	81.5	82.4	83.6	83.6
③雇用者数増減比	0.6	-0.9	-0.7	2.3	2.5
④雇用者比率	7.4	7.4	7.3	7.4	7.3
サービス業	319.46	331.45	342.55	350.35	359.13
①対前年増減比	4.5	3.8	3.6	2.3	2.5
②対製造業指数	72.3	72.8	72.9	72.1	70.9
③雇用者数増減比	3.8	1.4	2.5	3.9	4.3
④雇用者比率	30.7	31.5	32.3	32.9	33.2

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」

注1 賃金は、民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり実収賃金。

注2 「②対製造業指数」は、製造業の賃金を100とした場合の指数。③及び④の雇用者は、民間部門非農業雇用者。「④雇用者比率」は、産業計の雇用者数に対する各産業の雇用者数の比率。

民間部門非農業雇用者の労働費用についてみると、95年3月は時間当たり17.10ドルで、前年同月の17.08ドルに比べ0.02ドル上昇している。このうち、基本賃金にかかる費用は12.25ドルで前年より0.11ド

ル増加し、福利厚生関連等基本賃金以外の費用は4.85ドルで前年より0.09ドル減少した。この結果、労働費用に占める基本賃金以外の費用の割合は28.4%となり、前年に比べ0.5ポイント低下した(表1-3-3参照)。

表1-3-3 アメリカの民間非農業雇用者の時間当たり労働費用

表1-3-3 アメリカの民間非農業雇用者の時間当たり労働費用

(ドル、%)

	実 数			構 成 比		
	93年3月	94年3月	95年3月	93年3月	94年3月	95年3月
合 計	16.70	17.08	17.10	100.0	100.0	100.0
基 本 賃 金	11.90	12.14	12.25	71.3	71.1	71.6
基本賃金以外	4.80	4.94	4.85	28.7	28.9	28.4
有給休暇	1.11	1.11	1.09	6.6	6.5	6.4
長期休暇	0.54	0.54	0.54	3.2	3.2	3.1
短期休暇	0.38	0.38	0.37	2.3	2.2	2.2
病気休暇	0.14	0.14	0.14	0.8	0.8	0.8
その他	0.05	0.05	0.05	0.3	0.3	0.3
補足的給付	0.42	0.44	0.47	2.5	2.6	2.8
時間外労働手当	0.19	0.19	0.19	1.1	1.1	1.1
交代制勤務手当	0.05	0.06	0.05	0.3	0.3	0.3
一時金	0.19	0.20	0.23	1.1	1.2	1.3
保 険	1.19	1.23	1.05	7.2	7.2	6.7
年金及び貯蓄	0.48	0.52	0.52	2.9	3.0	3.0
法定福利費	1.55	1.60	1.59	9.3	9.4	9.3
社会保険	0.99	1.02	1.02	5.9	5.9	6.0
連邦失業保険	0.03	0.03	0.03	0.2	0.2	0.2
州失業保険	0.11	0.13	0.12	0.7	0.7	0.7
労災保険	0.39	0.41	0.39	2.3	2.4	2.3
その他	0.04	0.04	0.03	0.2	0.2	0.2

資料出所：アメリカ労働省労働統計局

The Bureau of National Affairs, Inc. 「Daily Labor Report」(93. 6. 21, 94. 6. 17, 95. 6. 23)

最低賃金は91年以来時間当たり4.25ドルであるが、これはインフレなどを考慮すると、40年来で最低の水準であると見られている。このような状況の下で、アメリカ労働総同盟・産別会議(AFL-CIO)は、低賃金労働者の生活を確保するため、最低賃金の引上げを一貫して要求してきた。他方、経営者団体は、最低賃金の引上げは、企業の経営に対する影響が大きく、これが実施されたならば低賃金層の労働者を中心に失業が増えるとして、強く反対してきた。

第103議会(94～95年)の会期中においては、ライシュ労働長官が、93年7月20日付けの大統領宛書簡において、最低賃金を94年度に25セント引き上げて4ドル50セントとし、その後はインフレ率に応じて引き上げること提案するなどの動きがあったものの、明確な方針を打ち出さないまま終始した。

第104議会(95～96年)に入り、クリントン大統領は、95年1月24日の一般教書演説において、初めて、最低賃金の引上げを目指す方針を明らかにした。大統領は、一般教書演説では最低賃金の引上げ幅に言及しなかったが、その後、前回の引上げの際と同様に2年間にわたって毎年45セント引き上げることとし、5ドル15セントとすることを提案した。96年度一般教書においても、2年間で5.15ドルに引き上げる方向を打ち出したが、議会では共和党の反対が強く、成立のめどは立っていない。

(参考) アメリカの時間当たり最低賃金の引上げの状況

表6

(参考) 最低賃金の引上げの状況

施 行 日	最 低 賃 金 額
1938. 10. 24	\$ 0.25
1939. 10. 24	0.30
1945. 10. 24	0.40
1950. 1. 25	0.75
1956. 5. 1	1.00
1961. 9. 3	1.15
1963. 9. 3	1.25
1967. 2. 1	1.40
1968. 2. 1	1.60
1974. 5. 1	2.00
1975. 1. 1	2.10
1976. 1. 1	2.30
1978. 1. 1	2.65
1979. 1. 1	2.90
1980. 1. 1	3.10
1981. 1. 1	3.35
1990. 4. 1	3.80
1991. 4. 1	4.25

資料出所：アメリカ労働省

注 1938年公正労働基準法により初めて最低賃金が定められて以来の推移である。

イ イギリス

(ア) 賃金・物価の動向

週当たり実収賃金上昇率は、92年の6.1%から93年3.3%、94年4.1%の後、95年は3.4%となった。しかし、物価上昇率が賃金上昇率を上回っているため、95年の実質賃金は減少している(-0.1%)。

一方、小売物価上昇率は、93年1.6%、94年2.4%の後、95年は3.5%となっており、94年と比べてやや上昇傾向にあるものの低水準で推移している。景気が拡大する中で小売物価上昇率が低い水準にとどまっている要因として、97年夏頃までに小売物価上昇率を2.5%以内に抑制すること等を内容とする政府のインフレ抑制策の効果が指摘されている(表1-3-4)。

表1-3-4 イギリスの賃金・物価上昇率の推移

表 1 - 3 - 4 イギリスの賃金・物価上昇率の推移

	1992年	93	94	95	(%)			
					1～3月	4～6	7～9	10～12
賃金上昇率	6.1	3.3	4.1	3.4	3.7	3.2	3.5	3.9
物価上昇率	3.7	1.6	2.4	3.5	3.4	3.5	3.7	3.2

資料出所：イギリス中央統計局「Economic Trends」

注1 賃金は、グレートブリテン地域の全産業フルタイム雇用者当たり実収賃金で対前年（同期）比

2 物価上昇率は小売物価上昇率で対前年（同期）比

(イ) 賃金・物価に関する対策

○ 全国最低賃金をめぐる動向

(a) TUC、全国最低賃金に関する討論会議を開催

イギリスの最低賃金制度は、労働市場の柔軟化を妨げ、競争力喪失につながる等の理由から、93年に制定された「労働組合改革及び雇用権に関する法律」により廃止されており、現在はごく一部を除いて最低賃金制度は存在していない。

一般の労働組合等からは、低賃金労働者増大の社会問題化が提起されている。一部の労働組合からは時間当たり4.15ポンド(約690円)を求める意見も強く、最近の世論調査では、回答者の3分の2以上が、労働党が時間当たり4.15ポンドの最低賃金を公約した場合、労働党に投票するとしている。これに対し、現保守党政権は、規制緩和による労働市場の活性化等を理由に反対している。

労働党は、最低賃金制度の導入については、次回総選挙の公約とするものと考えられるが、柔軟に対応することとし、最低賃金額は選挙前には決定しないとしている。

このような状況の中、95年7月6日、労働組合会議(TUC; Trade Union Congress)は、全国最低賃金に関する討論会議を開催した。

なお、TUCでは、94年の定期大会において、全国最低賃金制度を要求する決議が採択されている。

会議の概要は以下のとおりである。

1) ジョン・モンクスTUC書記長の開会挨拶

最低賃金は重要な問題であり、広範な労働組合の討議への参加が求められる。労働市場の規制緩和を求める意見があるが、規制の程度が問題であり、最低賃金制度を政争の論点とすべきではない。低賃金労働者が増加しており、最低賃金の必要性を明らかにして、導入のキャンペーンを成功させよう。最低賃金の労働慣行への影響等問題もあり、また、目標値についても時間当たり3.60~4.15ポンド(96年1月現在で、1ポンド=約162円)まで、意見は分かれる。労働党も選挙後に柔軟に決定したいとしているが、社会正義の観点からも労働組合の参加が必要である。いずれにしても、低賃金、貧困の問題については、道徳的観点を忘れるべきでない。

2) 第1セッションーイギリスにおける低賃金と搾取

- ・ 議論紹介及びホテル従業員、家内労働者等の低賃金労働者の証言
- ・ なぜ、イギリスに全国最低賃金が必要か

3) 第2セッションー外国における最低賃金

- ・ 米国とフランスの最低賃金

米国の最低賃金については、最賃による雇用への影響はゼロに近く、コストは政府やCBI(イギリス産業連盟)によって試算されたような数値にはならないという証言がなされた。

- ・ 大陸における成功した最低賃金ー労働組合の経験
- ・ 低賃金キャンペーン運動家の見解

4) 第3セッションー労使関係の側面

- ・ 使用者の最低賃金に関する見解
- ・ 団体交渉にとっての意味
- ・ 低賃金キャンペーン運動家の見解

5) 第4セッションー経済討議

6) ジョン・モンクスTUC書記長の閉会挨拶

TUCとしては、まだ最低賃金の目標額は決定していない。高い目標額に人気があるようだが、これは今後決めるものであり、労働組合だけでなく、広く一般国民の合意を得る必要がある。TUCとしては、専門家の意見を参考にしながら、目標額を採用していきたい。雇用のためのキャンペーンを行う必要があるし、2年後の選挙は、最低賃金を採用するためだけのものではない。まず、政治を変えていく必要がある。

(b) TUC定期大会

95年9月11日から5日間開催されたTUCの定期大会では、最低賃金が最も重要な議題として取り上げられた。同大会において、労働党政権を実現させ最低賃金制度の導入を図ることが最優先課題であることが確認された。(詳細は第4章第2節参照)

ウ ドイツ

(ア) 賃金・物価の動向

旧西ドイツ地域の実収賃金の上昇率は、92年には前年に比べて5%程度であったものが、93年、94年と縮小している。95年は、春闘が4%程度の賃上げ率で妥結したこと(詳細は第4章第2節参照)を反映して、3%後半から4%の伸びで推移している。消費者物価が前年比1%台の上昇という落ち着いた推移を見せていることにより、2%程度の実質賃上げが確保されている。

旧東ドイツ地域の実収賃金の上昇率は、旧西ドイツ地域に比べて依然として高い水準にあるが、消費者物価上昇の沈静化の動きに合わせて、2ケタ台の伸びから1ケタ台へと落ち着きを見せている。特に、95年に入ってから消費者物価の上昇率は旧西ドイツ地域とほとんど変わらない2%程度で推移していることから、5%以上の実質賃上げが確保されており、東西間の賃金格差は縮小に向かっている(表1-3-5参照)。

表1-3-5 ドイツの実収賃金・給与及び消費者物価上昇率の推移

表1-3-5 ドイツの実収賃金・給与及び消費者物価上昇率の推移

(マルク、%)

	1992年	93	94	95				
					1~3月	4~6	7~9	10~12
時間当たり実収賃金								
旧西ドイツ	22.68	23.93	24.66		24.83	25.43	25.68	
上昇率	5.7	5.5	3.1		2.3	3.8	3.6	
旧東ドイツ	13.41	15.57	16.95		17.38	17.95	18.46	
上昇率	28.3	16.1	8.9		7.4	7.9	8.5	
週当たり実収賃金								
旧西ドイツ	886	909	949		945	987	998	
上昇率	4.9	2.6	4.4		4.0	5.2	4.2	
旧東ドイツ	552	644	683		667	713	743	
上昇率	29.9	16.7	6.1		5.0	7.9	7.5	
月当たり実収給与								
旧西ドイツ	4,888	5,102	5,247		5,314	5,401	5,468	
上昇率	5.1	4.4	2.8		2.8	3.5	4.0	
旧東ドイツ	2,796	3,322	3,702		3,855	3,960	4,107	
上昇率	34.4	18.8	11.4		9.5	10.1	9.9	
消費者物価上昇率								
全ドイツ	5.1	4.5	2.7	1.8	2.0	1.9	1.7	1.8
旧西ドイツ	4.0	3.6	2.7	1.7	2.0	1.9	1.6	1.5
旧東ドイツ	13.5	10.5	3.7	2.1	1.9	1.8	2.1	2.6

資料出所：ドイツ連邦統計庁「Wirtschaft und Statistik」

注 率はすべて対前年（同期）比である。

(イ) 賃金・物価に関する対策

a 賃金等の事業主負担の軽減

失業率11%という戦後最悪の雇用失業情勢の中で、ドイツ政労使は、雇用の確保・創出のために事業主の賃金等の負担を軽減する方向で動いている(詳細は第2章第2節参照)。

(a) IGメタル、「労働のための同盟」を提案(95年11月)

ドイツ金属産業労組(IGメタル)は、95年10月29日～11月4日の定期大会において、1)IGメタルは、97年の賃金交渉では、物価上昇分の賃上げを受け入れる。また、長期失業者については、一定期間(1年)、職業習熟賃金カット(労働協約賃金よりも低い額での雇用)を受け入れる、2)ゲザムトメタル(全金属産業連盟)は、96年から3年間、企業都合の解雇を行わず、長期失業者の雇用を含め合計33万人の雇用を創出する、3)連邦政府は、社会保障の水準を切り下げない、等の方針を打ち出し、これを「労働のための同盟」として提案した。

この提案は、雇用との引換えとはいえ「実質賃上げ放棄」をドイツ最大・最強の産別労働組合であ

るIGメタルが持ち出したということで注目を浴び、これが大きな契機となって、以後の政労使の取組みに拍車をかけることとなったものである。

今後、IGメタルとしては、97年の賃上げ交渉に関する要求を決定する前に、使用者及び連邦政府がこの提案に如何に応えたかを審査する、としている。

(b) ドイツ産業連盟(BDI)、「2000年までに200万人の雇用創出」を提言(96年1月15日)

ドイツ産業連盟(BDI)のヘンケル会長は、1月15日、「政労使が直ちに、競争力を改善し、コストを下げ、起業を奨励するための対策を実行するならば、ドイツは、2000年までに200万人の雇用を創出することができる。」と述べ、「雇用・失業問題」に関するBDIの姿勢を表明した。その中で賃金については、1)賃金や労働条件の交渉ができるよう、法律により、経営評議会の役割を拡充すること、2)長期失業者については、時限的に低い賃金での雇用を可能とすること、また、疾病時の継続的な賃金支払い制度を支払い削減の方向で改善すること、と提案している。

(c) IGメタルと全金属産業連盟(ゲザムトメタル)のトップ会談(96年1月18日)

IGメタルによる「労働のための同盟」提案後2度目のこの会談において両者は、今後詰めるべき事項を多く残したものの、長期失業者については(協約賃金よりも)低い特別賃金での雇用を可能とすること等、一定の「中間的合意」に達した(提案後1回目の会談(1月8日)では進展がなかった)。

(d) 連邦政府、「投資と雇用創出のためのアクションプログラム」を発表(96年1月30日)

連邦政府は、1月30日、事業税の軽減、賃金に対する社会保障費負担の軽減等、事業主の負担の軽減により雇用創出を図ることをはじめ、50項目からなる「投資と雇用創出のためのアクションプログラム」を発表した。

b 外国人建設労働者に対してドイツ人と同一の労働条件を強制的に適用する法律施行

ドイツ人建設労働者の雇用と労働条件の保護及び国内建設業者の競争力の回復を図ることを目的として、外国人建設労働者に対してもドイツ人と同一の労働条件を一定条件の下に強制的に適用する「労働者海外派遣法:Arbeitnehmer-Entsendegesetz」が96年3月1日から施行された。

なお、ドイツ建設労使は、この法律の制定を受け、外国人建設労働者の労働条件も含めた協約の締結に向けて交渉を続けているところである。

(a) 背景

ドイツ国内の建設業の労働者は91年から93年にかけて22万人余りも増えたにもかかわらず、建設関係の失業者は9.0万人から12.2万人に増加し、建設需要の統一後の相当の伸びにもかかわらず雇用状況の改善には結びついていない。これは、その間EU諸国出身の労働者が新たに約15万人流入したことによる。すなわち、外国人労働者はドイツ人よりもかなり低い賃金で国外の建設業者に雇用されており、この低い人件費コストを武器に国外の業者が受注を伸ばす一方、高い協約賃金でドイツ人を雇用せざるを得ない国内の業者は競争力を失うという構図ができているということである。

(b) 法律の概要

このような現実を考慮して、ドイツの労使自治の外にある雇用関係をドイツの協約適用関係の中に強制的に取り込み、外国人労働者にもドイツ人並の労働条件を保障することで、ドイツ人建設労働者の雇用を保護し、ひいてはドイツ建設産業の競争力回復を図ろうとするのがこの法律である。

1) 適用条件

建設業及び建設関連業(建設現場で作業する冷暖房、電気等の設備工事業)並びに船舶曳航業における労働協約が、

- ・ 一般的拘束力の宣言(注1)を受けていること
- ・ 単一の最低賃金、休暇期間、退職手当等の労働条件を定めていること等の条件を満たす場合、この労働条件は、他国の建設業者と外国人労働者との間にも強制的に適用される。

また、この労働条件は、協約の対象地域外に本拠を置くドイツ建設業者についても、対象地域内でその従業員を働かせる場合には、適用される。

2) 監督

連邦雇用庁及び中央税関が、本法に関する監督権限を有する。

国外の建設業者は、当局の監督を受けるために必要な書類を常備しておく義務を負う。

建設労働者の派遣を行う業者は、安定所に対して通知義務を負う。

3) 罰則

悪質な違反業者は公共事業から排除される。

1)による労働条件を守らない建設業者に対しては10万マルク、2)に違反する建設業者に対しては3万マルクの罰金が課せられる。

4) 本法の有効期間は、99年までとする。

(注1)一般的拘束力宣言は、協約拘束下にある使用者が協約の適用範囲内に入る労働者の50%以上を雇用する等要件を充足する場合に、労使両当事者からの申請に基づき、連邦又は州が発するもので、この宣言が行われた協約は協約当事者以外をも拘束する(したがって、協約を締結した使用者団体に加盟していない業者も協約を遵守する義務が生ずるが、非ドイツ企業と外国人労働者の間にまでは効力が及ばない)。

エ フランス

(ア) 賃金・物価の動向

非農業生産労働者の時間当たり賃金は、92年は4.1%増となった後、93年は2.8%増、94年は2.4%増となっている。95年に入っても2%台での上昇が続いている。消費者物価上昇率は、92年以降2%前後でほぼ安定している(表1-3-6)。

表1-3-6 フランスの賃金・消費者物価上昇の推移

表1-3-6 フランスの賃金・消費者物価上昇率の推移

	1992年	93	94	95	(%)			
					1~3月	4~6	7~9	10~12
賃金上昇率	4.1	2.8	2.4		2.2	2.3		
消費者物価上昇率	2.5	2.1	1.7	1.7	2.0	2.1	1.8	1.9

資料出所：フランス労働・雇用・職業訓練省「Bulletin Mensuel des
Statistiques du Travail」

- 注1 非農業生産労働者の時間当たり賃金
 2 数値は、対前年（同期）比
 3 賃金上昇率は1月、4月の数値

95年4月調査による非農業雇用者の月当たり実収賃金をみると全体で11,388フラン(注2)である。産業別では、サービス業(1)金融業、2)不動産業、3)対事業所サービス業、4)対個人サービス業、5)教育、保健・衛生、その他社会活動を含む)が最も高く12,534フラン、最も低いのは建設業で9,950フランである。職種別では、上級ホワイトカラー職が最も高く22,473フラン、最も低い生産労働者の8,504フランとの格差は2.6倍に及ぶ。なお、すべての産業、職種で男性の賃金が女性の賃金を上回っている(表1-3-7)。

表1-3-7 フランスの産業別、職業別、月当たり実収賃金額（95年4月）

表1-3-7 フランスの産業別、職種別、月当たり実収賃金額（95年4月）

		(フラン)		
		男	女	合計
産業別	加工産業	12,124	9,328	11,345
	建設業	9,938	9,848	9,950
	加工産業（建設業を含む）	11,637	9,360	11,091
	輸送業	11,388	10,388	10,809
	商業	11,704	8,721	10,437
	サービス業（公務は除く）	14,321	10,819	12,534
職種別	生産労働者	8,846	7,243	8,504
	一般事務職	9,664	8,963	9,247
	職長、中級技術者	13,005	11,736	12,697
	上級ホワイトカラー	23,498	19,077	22,473
合計		12,211	9,890	11,388

資料出所：フランス労働・雇用・職業訓練省「Bulletin Mensuel des Statistiques du Travail」

注 加工産業には①農産物、食品産業、②消費財産業、③自動車産業、④設備財産業、⑤中間財産業、⑥エネルギー業が含まれる。

サービス業には①金融業、②不動産業、③対事業所サービス業、④対個人サービス業、⑤教育、保健・衛生、その他社会活動が含まれる。

(注2) 1フラン=17.27円(95年4月)

(イ) 賃金・物価に関する対策

○ 最低賃金の引上げ

最低賃金(SMIC)は、95年7月、法定引上げ率(注3)を上回る4%引き上げられ、時間当たりSMIC額は35.56フランから36.98フランに引き上げられた。この引上げ率は、81年に社会党政権が成立した時以来の大きなものである(注4)。SMICの引上げは、6月に緊急雇用対策と同時に発表された。政府は今回の大幅な引上げは、格差是正対策の一環であると同時に、経済を刺激しその再生を促す効果もあると主張している。労使の反応としては、労組が、雇用政策等の財源確保のために付加価値税(TVA:いわゆる消費税)が引き上げられているのでSMIC引上げの効果は打ち消されると主張する一方、使用者側も、政府の低賃金労働者の労働コスト引下げ措置と矛盾するものであると否定的である。

(注3) 法定引上げ率=該当1年間の1)物価上昇分+2)労働者の実質購買力の増加分の1/2

(注4)ミッテラン大統領の下のモローワ内閣は、10%(物価上昇分3.5%、実質購買力の上昇分6.5%)のSMIC引上げを実施した。

オ イタリア

○ 賃金・物価の動向

イタリアの賃金上昇率及び物価(生計費)上昇率は、一時10%を超えたこともあったが近年は従来と比べて低い水準にある。製造業の時間当たり賃金上昇率は、93年2.9%、94年2.2%の後、95年は2~3%台で推移している。物価(生計費)上昇率は、93年4.2%、94年3.9%の後、95年は5.4%となった。

こうした傾向は、インフレの元凶と言われていたスカラ・モビレ制(物価調整手当)の廃止及び93年に政労使三者によって締結された協定で予想物価上昇率の範囲内で賃上げ率を決めることと定められたのが背景としてある。スカラ・モビレ制は、もともと戦後復興期の高インフレ時代に賃金の購買力が低下しないように設けられた制度で、基本的に賃上げ率を物価上昇率にスライドさせるものであったが、物価上昇と賃金上昇の悪循環が生じたこと、及び労働コストが上昇し、事業主から労働コストの抑制のためスカラ・モビレ制の改正及び廃止が強く求められるようになった。このため、スカラ・モビレ制はたびたび改正され、最終的に92年に廃止された。

その後、93年に政労使の三者で締結された協定において、2年ごとに政労使三者協議の上、予想物価上昇率を設定し、この予想物価上昇率の範囲内で産業別の団体交渉における賃上げ率を決定することとした(表1-3-8参照)。

表1-3-8 イタリアの賃金・生計費上昇率の推移

表 1 - 3 - 8 イタリアの賃金・生計費上昇率の推移

	1992年	93	94	95	(%)			
					1~3月	4~6	7~9	10~12
賃金上昇率	5.3	2.9	2.2		2.6	2.8	3.5	
生計費上昇率	5.4	4.2	3.9	5.4	4.4	5.5	5.7	5.9

資料出所：イタリア中央統計局 (I S T A T)

注 数値はすべて対前年(同期)比である

(ア) 賃金・物価の動向

週当たり実収賃金の上昇率は、92年の3.4%から93年、94年は2%を切る低い水準となっている。93年の実収賃金額は556.76カナダ・ドル(注5)、94年は567.11カナダ・ドルである。産業別に週当たり実収賃金をみると最も高いのは、鉱業・石油採掘業で964.83カナダ・ドル、次いで行政で752.88カナダ・ドルである。最も低いのは商業で422.14カナダ・ドル、次いでサービス業488.09カナダ・ドルである(表1-3-9)。

(注5) 1カナダ・ドル=86.19円(93年)、74.85円(94年)

表1-3-9 カナダの賃金・消費者物価上昇率

表1-3-9 カナダの賃金・消費者物価上昇率

	1992年	93	94	95	(%)			
					1~3月	4~6	7~9	10~12
賃金上昇率	3.4	1.8	1.9					
物価上昇率	1.5	1.8	2.0	2.4	1.5	2.7	2.4	2.1

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

賃金は、週当たり実収賃金。物価上昇率は前年（同期）比である。

注 数値は前年（同期）比である。

(イ) 賃金・物価に関する対策

○ 最低賃金の改訂

95年9月、連邦最低賃金（時間当たり）が改訂された。新最低賃金は、96年から適用となるが、州及び準州の経済情勢を勘案して、地域ごとに格差(4.75～7カナダ・ドル)がつけられたことが特徴である。州(準州)別新最低賃金額は以下のとおりである(表1-3-10)。

表1-3-10 カナダの産業別当たり実収賃金（1994年）

表1-3-10 カナダの州別最低賃金額

州(準州)名	(カナダ・ドル)
	最低賃金額
アルバータ州	5
ブリティッシュ・コロンビア州	7
マニトバ州	5.25
ニュー・ブランズウィック州	5
ニュー・ファンドランド州	4.75
ノバ・スコシア州	5.15
オンタリオ州	6.85
プリンス・エドワード・アイランド州	4.75
ケベック州	6.45
サスカチワン州	5.35
ノースウェスト・テリトリーズ準州	6.50
ユーコン準州	6.72

なお、改訂前の連邦最低賃金は一律4カナダ・ドルであり、これは86年5月に3.50カナダ・ドルから改訂されたものであった(表1-3-11)。

表1-3-11 カナダの州別最低賃金額(時間当たり)

表1-3-11 カナダの産業別週当たり実収賃金(1994年)

産 業	(カナダ・ドル)
工 業	709.87
森林業	730.83
鉱業、石油採掘業	964.83
製造業	685.07
非耐久消費財業	640.36
耐久消費財業	723.38
建設業	657.86
サービス業	524.39
運輸・通信・電気・	716.75
ガス・水道業	
商 業	422.14
金融・保険・不動産業	638.39
サービス業	488.09
行 政	752.88

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

(2) EU

ア 賃金・物価の動向

消費者物価上昇率は低下し、1995年は3%程度とかつてないほど落ち着いて推移しているが、この間、製造業労働者の時間当たり実収賃金の上昇率も92年の5.6%から低下し、95年は3.3%で推移していることから、95年の実質賃金の伸びはほとんどなかった(表1-3-12)。

表1-3-12 EUの実収賃金上昇率及び消費者物価上昇率の推移

表 1 - 3 - 12 EUの実収賃金上昇率及び消費者物価上昇率の推移

(%)

	1992年	93	94	95			
				1~3月	4~6	7~9	11~12
時間当たり実収賃金 上昇率(製造業)	5.6	4.4	4.2	3.3	3.3	3.3	
消費者物価上昇率	4.2	3.4	3.0	2.9	3.0	3.1	

資料出所：OECD「Main Economic Indicators」

注1 四半期値は、対前年同期比。

2 EU15カ国の数値で、ドイツは全ドイツ。ただし、92年は、オーストリア、スウェーデン、フィンランドを除く12カ国。

イ 賃金・物価に関する対策

失業率が約11%の水準に高止まっている中、特に若年者の5分の1が失業し、失業者の半数弱が長期失業者で、しかもその割合が増加しているのは、労働市場の硬直性等、構造的な問題であるとの認識から、賃金制度についてもその柔軟化が課題のひとつとなっている(詳細は第2章第2節参照)。

(ア) 「成長、競争力、雇用に関する白書(いわゆるドロール白書)」及び「成長を雇用へ/ブラッセル行動計画(第2段階)」

EUの雇用政策の基本的考え方を示す「成長、競争力、雇用に関する白書(いわゆるドロール白書)」(93年12月のブラッセル欧州理事会に提出)及び「成長を雇用へ/ブラッセル行動計画(第2段階)」(ドロール白書のフォローアップとして94年12月のエッセン欧州理事会に提出)は、各加盟国は構造的失業の原因である労働市場の硬直性を改善するために講ずるべき措置のひとつとして、社会保障費等、未熟練労働者の

賃金以外の労働費用の削減を挙げている。

(イ) 第7次年次雇用報告(「欧州の雇用1995」)

欧州委員会は、95年7月26日、第7次年次雇用報告(「欧州の雇用1995」)を発表したが、この年次雇用報告においても、EUの雇用問題解決のための5つの政策重点分野のひとつとして、雇用創出(とりわけ低技能労働者の)を刺激するために賃金外労働コストを削減することが強調されている。

(ウ) カンヌ欧州理事会及びマドリッド欧州理事会

95年6月のカンヌ欧州理事会は、その結論文書の冒頭で雇用問題を取り上げ、その中で賃金問題について、「雇用創出的な成長を促進し、とりわけ間接労働費用を削減することにより、若年失業者や長期失業者を職業世界に連れ戻し、労働市場の機能を改善することが必要である」と述べている。

さらに、95年12月に開催されたマドリッド欧州理事会では、通貨統合問題が最大のテーマとなったが、雇用問題についても重要性が強調され、労働市場の改革のために、労働慣行と労働時間の柔軟化、賃金抑制、特に柔軟な賃金交渉、生産性と連動した賃金構造の促進等の対策を実施すべきである等とする政策指針を示している。

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

3 アジア

(1) NIEs

ア 韓国

○ 賃金・物価の動向

月間実収賃金(非農林漁業雇用者、事業所規模10人以上)の上昇率は、1989年をピークとした後、年々低下傾向が続いており、93年12.2%、94年12.7%となった。95年に入ってから、1～3月期11.4%、4～6月期11.6%、7～9月期11.7%となっている。

また、消費者物価上昇率は91年を境に低下の傾向がみられ、92年6.2%、93年4.8%となったが、94年は農産品価格の上昇によって6.2%と高まった。95年に入ってから、1～3月期4.6%、4～6月期4.8%、7～9月期4.0%、10～12月期4.4%と安定した動きをみせ、95年全体としては4.5%となった。

イ 香港

○ 賃金・物価の動向

主要産業雇用者の賃金(毎年2回、3月と9月調査のものを発表)の上昇率は、94年9月9.4%、95年3月9.0%、9月7.0%となった。

消費者物価上昇率は、91年に12.0%と2ケタとなったが、その後は低下傾向にあり、92年9.3%、93年8.5%、94年8.1%となった。95年に入ってから、3月10.0%、6月9.2%、9月8.6%となっている。

ウ 台湾

○ 賃金・物価の動向

製造業雇用者の月間実収賃金の上昇率は、87年以来2ケタ台で推移してきたが、金融引締め政策によるインフレの抑制などの影響で、93年6.9%、94年6.6%と落ち着いた動きとなった。

消費者物価上昇率は、93年2.9%、94年4.1%の後、95年は3.7%となった。

エ シンガポール

(ア) 賃金・物価の動向

6大産業(製造業、建設業、商業、運輸・通信業、金融・保険・不動産業、対社会・個人サービス業)における月間実収賃金の上昇率は、93年6.3%の後、94年8.8%と増大している。物価は、長年にわたり安定しており、消費者物価上昇率は90年代はじめに3%台に達したのをピークに低下し、92年2.3%、93年2.2%と2%台で推移した。94年は、4月からのGST(一般消費税)の導入に伴い、物価が上昇し年間で3.1%となったが、95年は1.7%と再び沈静化している。

(イ) 賃金・物価に関する対策

a 全国賃金審議会(NWC)による95年賃金勧告

95年4月、全国賃金審議会(NWC)(注6)は95年の賃金勧告を発表した。今回の勧告は95年7月1日から96年6月30日までを適用期間としており、1)94年シンガポール経済概況、2)95年の経済見直し、3)95年NWC勧告で構成されている。

1) 94年シンガポール経済概況

94年のシンガポール経済は地域内の強い成長のみならず、景気回復に伴う強い外需に支えられ、10.1%の成長を記録した。

労働市場は、企業の高付加価値事業への転換に伴うリストラや、より低コストを求めた海外移転を原因として失業者の数が増大した。一方、ミスマッチによって一部職種においては、引き続き労働力不足の状態が続いている。

実質賃金上昇率は4.9%と、生産性の上昇率である5.3%の範囲内に収まっているが、その差は縮小した。生産性の上昇率が低い割に賃金上昇率は高かったため、単位労働コスト(ULC)指数が1.9%上昇した。しかし、国際競争力の点では主にシンガポール・ドルの強さから、アジアNIEsに対して悪化した(表1-3-13)。

表1-3-13 アジアNIEsの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-3-13 アジアNIEs諸国(地域)の賃金・消費者物価上昇率の推移

		(%)								
		1991年	92	93	94	95	1~3月	4~6	7~9	10~12
韓 国	月間実収賃金上昇率	17.5	15.2	12.2	12.7	—	11.4	11.6	11.7	—
	消費者物価上昇率	9.3	6.2	4.8	6.2	4.5	4.6	4.8	4.0	4.4
香 港	賃金上昇率	10.6	10.2	10.4	9.4	7.0	—	—	—	—
	消費者物価上昇率	12.0	9.3	8.5	8.1	—	10.0	9.2	8.6	—
台 湾	月間実収賃金上昇率	11.0	10.2	6.9	6.6	—	—	—	—	—
	消費者物価上昇率	3.6	4.5	2.9	4.1	3.7	4.2	4.2	0.8	—
シンガポール	月間実収賃金上昇率	9.2	8.1	6.3	8.8	—	—	—	—	—
	消費者物価上昇率	3.4	2.3	2.2	3.1	1.7	2.5	2.1	1.4	—

資料出所：韓国は韓国統計庁「MONTHLY STATISTICS OF KOREA」
 香港は香港政府統計処「Hong Kong Monthly Digest of Statistics」
 台湾は行政院経済建設委員会「自由中国之工業」
 シンガポールは統計庁「Monthly Digest of Statistics」

注1 前年比又は前年同期比

2 賃金は、韓国は非農林漁業(事務所規模10人以上)、香港は全産業、台湾は製造業、シンガポールは6大産業(製造業、建設業、商業、運輸・通信業、金融・保険・不動産業、対社会・個人サービス業)の数値。

3 香港の賃金は、製造業、卸売・小売業、運輸業、金融・保険・不動産業及びサービス業の生産労働者と非生産労働者(上級の管理職・専門職を除くホワイトカラー)を合わせた全雇用者の賃金指数による。賃金は基本給のほか、額が固定され定期的に支払われる手当等を含む。また、指数の作成に当たり、労働者構成の変化の平均賃金に及ぼす影響は除去されている。90~93年は9月調査、94年、95年は3月調査の数値である。

香港の消費者物価上昇率の四半期の数値は、3月、6月、9月のものである。また、香港の消費者物価指数は、家計支出額階層別に3種類発表されており、ここに掲載した数値は下位50%の会計支出パターンに基づく指数(CPI(A))による。

2) 95年の経済見直し

アジア経済は95年も堅調に成長を続けるであろう。シンガポール国内も引き続き明るい見通しであることを示し続けているが、国内コストの上昇圧力が95年の経済成長率を鈍化させる懸念がある。これら国内外の要因を評価した結果、95年のシンガポールの成長率は8%内外になるであろうと予測する。

国際的には、総じて良好ではあるものの、東アジアのより低コスト経済の国々からの競争の増大、世界的な為替市場の波乱、貿易収支の不均衡から摩擦が発生することが考えられる。

3) 95年NWC勧告

長期的な賃金の増加を持続ならしめるために、我々は良好な生産性改善を達成し、シンガポールの国際的な競争力が損なわれないようにしなければならない。賃金交渉においては、使用者、労働組合及び労働者は、年3~4%と期待される長期的な生産性の上昇率を念頭におかなければならない。

引き続き国際競争力を維持し、労働者がその貢献に応じて公正に報いられることを確実にするために、NWCは賃金交渉の原則として以下を勧告する。

- ・賃金総支給額は、経済のパフォーマンスを反映しなければならない。
- ・固定給の伸びは、生産性の伸びを超えてはならない。
- ・企業は、賃金の増加分をできる限り可変給の形で支給すべきである。
- ・可変給は、企業の業績を反映しなければならない。

また、可変給の支払いについて、NWCは以下のことを勧告する。

- ・企業は、年間賃金の一部を企業の業績に応じて支払うことをあらかじめ考慮すべきこと
- ・業績が著しく好調な企業は、従業員に対して1回限りのボーナスを支払うことを考慮すること。

シンガポールが長期的に競争力を維持するための鍵は人的資源の質にある。NWCは、政府、使用者及び労働組合に対し訓練の重要性、特に高齢者、非熟練労働者及び失業者に対する訓練により大きな優先順位を与えることを勧奨する。

シンガポールにおける医療費支出は増大している。すべての従業員に健康に対する自覚を高めさせ、医療費を抑えるために、医療費の労使共同負担方式の導入を勧奨する。当該方式の導入にあたっては、現今の医療給付の総額及び水準が縮減されるべきではない。

(注6)72年設置。政労使三者の代表により構成され、毎年、賃金引上げのガイドラインを示すことにより、経済政策と連動した賃金政策の展開を促している。なお、NWCの勧告は公的部門、民間部門のいずれにも適用され、また、企業規模及び労働組合の有無に関わらず適用される。

b 95年公務員給与引上げについて

95年6月16日、シンガポール政府は、95年度の公務員給与に係る全国賃金審議会(NWC)の調停結果を発表した。

95年度の公務員給与の引上げ率は、昨年度の6%を下回る5.5%となった。これはシンガポール経済が、94年には10.1%の成長率を記録したのに対し、本年の政府見通しは7.5%から8.5%と慎重であり、こうした情勢を反映したものである。7月1日より施行される今回の引上げの対象となるのは63,000人の公務員であるが、その平均賃金引上げは3.1%となり、残りの2.4%は、それぞれ現行賃金の1.16%相当額と均一に30ドルを加えた増加分に回される。これら公務員の賃金引上げに係る計算方法は、95年のNWCの勧告に沿ったものである。従来手法では、それぞれが現在受け取っている賃金額を考慮せず、全公務員に同率の賃金引上げが行われていたが、今回の新たな手法は、現行の賃金水準の低い者ほど高い賃金引上げ率を享受できるようになっている。

また、94年と同様、調停は公務員給与のうち、年金計算の対象とならない月々の諸支払い分(NMPV)について改定することで決着し、NMPVは毎月支払われるものであるが、基本給には算入せず、経済情勢の悪化により削減することが可能となっている。

また、毎年定期昇給がなく、賃金が固定されているスーパースケール・オフィサー(日本においては指定職に相当するもの)500人については、30ドルの一時金が支払われるとともに、給与がおおよそ5.23%引き上げられる。

これらの給与改定に伴う公務員の人件費増加は総額6,600万ドルと推定されており、従来と同様の経済成長が期待できない状況で、5.5%の低い引上げ率は決して驚きではなく、また、このまま政府が予測している7.5%から8.5%の経済成長が達成できないようであれば、特別賞与は支給されないという見方もある。実際、政府目標の経済成長が達成されなかった91年、92年は特別賞与は支給されなかった。

(2) ASEAN

ア タイ

(ア) 賃金・物価の動向

賃金(非農業部門の月間基本賃金)は、1994年に対前年比減となった。

消費者物価上昇率は90年をピークに緩やかに低下し93年は3.4%となったが、94年に5.0%と再び上昇し、95年は、5~6%程度で推移している。

(イ) 賃金・物価に関する政策

○ 最低賃金の引上げ

95年5月、政労使の各代表からなる最低賃金委員会は、日額最低賃金を7月1日から引き上げることで合意した。労働者側が、20バーツの引上げを要求してきたのに対して、結果的には10バーツ以下の引上げとなった。具体的にはバンコク、ノンタブリー等首都圏6県及びプーケットでは現行135バーツ(注7)から10バーツ引き上げられ145バーツ、北部チェンマイ、ナコンラチャシマや中部サラブリー等6県が現行118バーツから8バーツ引き上げられ126バーツ、その他の県についても同様に8バーツ引き上げられ現行110バーツから118バーツとなる。

最低賃金は、近年の全般的な高い成長率を背景に、90年頃から高い引上げ率が続き、特に一部の専門技術職では旺盛な労働需要と人手不足からかなり高水準での賃金上昇が続いていた。

こうした賃金動向に対して労働コストの相対的上昇による国際競争力の低下や投資先としての比較優位の悪化を懸念する使用者側と、労働者全体の生活改善の必要性を訴える労働者側とによる議論が繰り返されてきた(表1-3-14),(表1-3-15)。

(注7) 1バーツ=3.45円(95年5月)

表1-3-14 アセアン諸国の賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-3-14 アセアン諸国の賃金・消費者物価上昇率の推移

	1992年	93	94	95				
					1~3月	4~6	7~9	10~12
タイ 賃金上昇率	14.1	8.9	-7.5					
消費者物価上昇率	4.1	3.4	5.0	5.8	4.8	5.4	6.1	4.9
フィリピン 賃金上昇率	7.1	7.1	15.1					
消費者物価上昇率	8.9	7.6	9.0	8.1	5.6	6.6	8.6	11.0
インドネシア 賃金上昇率	8.4							
消費者物価上昇率	7.5	9.8	8.5	9.4	9.2	10.5	9.3	8.8

資料出所：タイは労働社会福祉省「YEAR BOOK OF LABOUR STATISTICS」

フィリピンは労働雇用庁「CURRENT LABOUR STATISTICS」

インドネシアは中央統計局「Monthly Statistical Bulletin Indicator economic」

注1 数値はすべて対前年（同期）比である。

2 タイは非農業部門の月間基本賃金（休日・休暇手当、ボーナス等は含まない）、フィリピンは主要職種の月間賃金（94年から調査対象の事業所規模が変わったのでそれ以前のものとは継続しない）、インドネシアは製造業の労務者、雇用者の月当たり平均収入。

表1-3-15 タイの地域別最低賃金額

表1-3-15 タイの地域別最低賃金額

適用日	(パーツ)						
	バンコク周辺	中部・南部				北部・東北部	
	バンコク、ノンタブリ、パトムタニ、コンパトム、サムタコン、サムプラカン	ブーケット	ランパング	チョンブリスラブリ	その他	チェンマイ	その他 コンラチャシマ
93.4.1	125		110		102	110	102
94.4.1	132		116		108	116	108
10.1	135		118		110	118	110
95.7.1	145		126		118	126	118

資料出所：タイ労働社会福祉省 労働保護福祉局

注 1 パーツ=3.45円（95年5月）

イ フィリピン

○ 賃金・物価の動向

主要職種の月間賃金は、93年は前年比7.1%増、94年は同15.1%増と高い伸びとなっているが、94年の高い伸びは、調査対象の事業所規模が5人以上から10人以上に変更されたことを加味して見る必要がある。

消費者物価上昇率は、8%前後で推移しているが、95年についてみると、上昇幅が拡大して推移している。

ウ インドネシア

(ア) 賃金・物価の動向

インドネシアには、時系列な賃金統計がないため、賃金の長期的な変化をみることが難しい。賃金上昇率は、製造業の労務者、雇用者の月当たり平均収入でみると、92年は8.4%となった。

消費者物価上昇率は、92年にやや低下した後、93年は9.8%と再び増大した。94年、95年はやや低下しそれぞれ8.5%、9.4%で推移している。

(イ) 賃金・物価に関する政策

○ 最低賃金の引上げ

96年1月、政府は、4月1日から最低賃金を全国平均で10.6%引上げ、一日当たり4,073ルピアにすることを発表した。最低賃金の引上げはほぼ毎年実施されているが、今回の引上げ率は、95年の年間インフレ率は上回ったものの、過去4年間で最も低い水準の引上げとなった。

今回の決定についてラティフ人的資源大臣は、「最低賃金の引上げは労働者の福祉向上のために行うものではあるが、今回は、現在のインドネシア経済見通しを重要視した結果、経済成長を阻害しない程度の引上げ水準にとどまっている。」と述べている。

なお、最低賃金を規定する人的資源相布告には、以下の6点が盛り込まれた。

- 1) 1日8時間週5日労働の場合(週40時間労働)、日給は日額最低賃金(注8)の5分の6を支給(注9)
- 2) 日額の最低賃金は、臨時労働者(の実労働日に基づく場合)にのみ適用
- 3) 正規雇用労働者に対しては月額最低賃金を適用
- 4) 最低賃金は固定的な手当を含む最低基本給である
- 5) 支払っている賃金の最低額が政府の最低賃金を下回る企業は引上げを行い、既に上回っている企業は引き下げはならない
- 6) 小企業の最低賃金は人的資源相が別に規定する

今回の引上げについて、労使の見解をみると、産業界からは引上げ幅の抑制を望む声が多く聞かれた。インドネシア商工会議所副会長は「ここ数年の賃金上昇は激しく、今年は10～15%の引上げが妥当である。これ以上の上昇が続けば、経営者はより安い賃金を求めて海外へ移転してしまうだろう。」と述べている。一方、労組側は最低でも15%の上昇を要求、インフレ率を若干上回った程度の今回の改定は十分ではないとしている。全インドネシア労働組合連合(SPSI)委員長は、他のASESAN諸国と比較した上で、「わが国の賃金水準は非常に低いレベルにある。」と述べ、「今回の改定はすべて経営者側から決められたものだ。」と批判した。

なお、州別最低賃金額は以下のとおり(表1-3-16)。

(注8)日額最低賃金は、出勤日数に応じて賃金を支払われる日雇労働者に適用される。一方、月額最低賃金は、1)常用雇用されている労働者(通常の完全月給者)、2)常用日給者(日給月給者)、3)常用雇用ではないが、月単位で雇用される月給者に適用される。月額最低賃金は、日額最低賃金の30倍の額となり、日額最低賃金に月当たり所定労働日数(通常25日)をかけた額よりも高いものとなる。

(注9)インドネシアでは、原則として1日7時間週6日労働(週労働時間の上限は40時間)となっており、それに基づいて日額最低賃金が設定されている(表1-3-16)。

表1-3-16 インドネシアの州別最低賃金額

表1-3-16 インドネシアの州別最低賃金額

州	(ルピア/日)	
	改訂前	改定後
アチェ	3,500	3,850
北スマトラ	4,200	4,600
西スマトラ	3,250	3,600
南スマトラ	3,500	3,850
リアウ		
バタム島外	4,150	4,600
バタム島	6,750	7,350
ジャンビ	3,300	3,600
ベンクル	3,500	3,850
ランブン	3,500	3,800
ジャカルタ	4,600	5,200
中部ジャワ	3,000	3,400
ジョグジャカルタ	2,850	3,200
バリ	3,900	4,250
西ヌサトゥンガラ	2,950	3,250
西カリマンタン	3,500	3,800
中部カリマンタン	3,700	4,150
南カリマンタン	3,500	3,800
東カリマンタン	4,200	4,600
中部スラベシ	2,800	3,200
東南スラベシ	3,350	3,650
南スラベシ	3,100	3,400
マルク	3,800	4,100
東ティモール	3,800	4,200
イリアンジャヤ	4,750	5,150
西ジャワ	4,600	5,200
東ジャワ	3,700	4,000

資料出所：インドネシア人的資源省

注 1ルピア=0.046円(96年1月)

(3) 中国

○ 賃金・物価の動向

都市部の雇用者の年間実収賃金の推移をみると、ここ数年大幅に伸びている。1992年が対前年15.9%増、93年が同24.3%増、94年が同34.6%増とかなり高水準の上昇率となっている。相対的に経営の好調な個人企業、外資系企業ではさらに賃金上昇が顕著と考えられている(表1-3-17)。

表1-3-17 中国の賃金・物価上昇率

表1-3-17 中国の賃金・物価上昇率

	(%)					
	1990年	91	92	93	94	95
年間実収賃金上昇率	10.6	9.3	15.9	24.3	34.6	
消費者物価上昇率	3.1	3.4	6.4	14.7	24.7	17.1

資料出所：中国国家统计局「中国統計年鑑」ほか、中国国家统计局資料

注 年間実収賃金は都市部の雇用者（全産業）を対象としている。

年間実収賃金額(都市部雇用者の全産業平均)でみると、93年3,371元(注10)、94年4,538元となっている。産業別に年間実収賃金額をみると、金融・保険業(6,712元)、不動産業(6,288元)が高く、農林水産業(2,819元)で低くなっている。賃金については、地域別、業種別、企業間の賃金格差が拡大していることが指摘されている。

消費者物価上昇率は、93年14.7%の後、94年は24.1%と20%台に高まったが、94年末以降、次第に低下し、95年は17.1%となった。なお、物価の高騰は、93年の時点では都市部が中心となっていたが、地方の郷鎮企業の生産増等を背景に、農村部でも所得が上昇し、94年以降は、消費者物価上昇率が都市部で低下する一方、農村部で高まる傾向がみられた(表1-3-18)。

(注10) 1元=19.47円(93年)、11.86円(94年)

表1-3-18 中国の主要産業別実収賃金

表1-3-18 中国の主要産業別実収賃金

	(元)				
	1990年	91	92	93	94
全産業	2,140	2,340	2,711	3,371	4,538
農林水産業	1,541	1,652	1,828	2,042	2,819
採掘業	2,718	2,942	3,209	3,711	4,679
製造業	2,073	2,289	2,635	3,348	4,283
電気・ガス・水道業	2,656	2,922	3,392	4,319	6,155
建設業	2,384	2,649	3,066	3,779	4,894
地質調査、水利管理業	2,465	2,707	3,222	3,717	5,450
運輸・通信業	2,426	2,686	3,114	4,273	5,690
商業	1,818	1,981	2,204	2,679	3,537
金融・保険業	2,097	2,255	2,829	3,740	6,712
不動産業	2,243	2,507	3,106	4,320	6,288
社会サービス業	2,170	2,431	2,844	3,588	5,026
医療・スポーツ・社会福祉業	2,209	2,370	2,812	3,413	5,126
教育・文化・放送関連業	2,117	2,243	2,715	3,278	4,923
科学研究・技術サービス業	2,403	2,573	3,115	3,904	6,162
政府、政庁、社会団体	2,113	2,275	2,768	3,505	4,962
その他				3,371	5,213

資料出所：中国国家统计局「中国統計年鑑」

注 賃金は、都市部の雇用者の1年間実収賃金である。

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

4 オセアニア

(1) オーストラリア

ア 賃金・物価の動向

週当たり実収賃金(全産業)は、1993年は前年比2.9%増、94年は3.0%増の後、95年は2.7%増となった。

消費者物価上昇率は、92年から93年にかけて好景気が続くなかでも1%台と低い率を保っていたが、94年以降は上昇傾向にあり95年は4.7%となっている(表1-3-19)。

表1-3-19 オーストラリアの賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-3-19 オーストラリアの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1992年	93	94	95				
					1～3月	4～6	7～9	10～12
賃金上昇率	2.5	2.9	3.0	2.7	3.6	3.1	2.2	2.0
消費者物価上昇率	1.0	1.8	1.9	4.7	3.9	4.5	5.1	5.1

資料出所：連邦準備銀行「Bulletin」

注 数値は対前年(同期)比である

イ 賃金・物価に関する対策

○ アコード・マークVIIIを発表

95年6月22日、政府はインフレの抑制、雇用創出、最低保障の維持、出産一時金の増額及び連邦公務員の賃上げ等を盛り込んだ「アコード・マークVIII」を発表した(注11)。主な内容は以下のとおり。

- ・インフレ率を2～3%に維持
- ・2001年までに失業率5%を達成するために、99年3月までに最低60万人雇用創出
- ・96～99年の間に、企業内独自協約(注8)の対象外である州アワード対象の労働者に対し、週当たり9～12豪ドル(96年1月現在で1豪ドル=約79円)の賃上げを保障、ただし、低所得者は11～14豪ドル
- ・95/96年度予算の出産一時金を倍額に引上げを検討
- ・連邦公務員の約6%の賃上げを支持。ただし、教師と看護婦については別途、連邦労使関係委員会に対する賃上げ提訴を認める。

(注11)アコードはインフレの加速をもたらすような大幅な賃上げの抑制等を目的として、83年から労働党政府とオーストラリア労働組合評議会(ACTU; Australian Council of Trade Unions)が従来、7回に亘り結んできた賃金引上げ等に関する合意である。

アワードは労使紛争が起こった時に我が国の中央労働委員会にあたる労使関係委員会によって強制仲裁という形で決定される労働条件に関する裁定で紛争当事者を拘束する。企業内独自協約は、事業主とその企業の従業員の代表(労組でなくてもよいが、従業員の過半数の合意が必要)との間で結ばれた、企業内の賃金等労働条件についての協約で、労使関係委員会の承認を得たものである。今までオーストラリアの基本的労働条件は主にアワードによって定められていたが、94年から施行された「連邦労使関係改正法」において、今後の労働条件の決定は企業内独自協約等企業別交渉を基本とするとともに、アワードは最低保障として位置付けられた。

(2) ニュージーランド

○ 賃金・物価の動向

賃金上昇率は、1993年は1.9%、94年は1.0%の後、95年は1.9%と低い水準で推移している。

消費者物価上昇率は、80年代には10%を記録したこともあったが、近年は1%台と低い率を保っている。これは、89年に政府とニュージーランドの中央銀行である準備銀行との間で物価上昇率を0～2%の範囲に押さえるという協定を結び、その達成のための金融政策を行ったためとされている。ただし、95年に入ってからはやや上昇しており、3.7%となった(表1-3-20)。

表1-3-20 ニュージーランドの賃金・消費者物価上昇率の推移

表 1 - 3 - 20 ニュージーランドの賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

	1992年	93	94	95				
					1~3月	4~6	7~9	10~12
賃金上昇率	0.0	1.9	1.0	1.9	0.9	0.9	1.9	1.9
消費者物価上昇率	1.0	1.4	1.7	3.7	4.1	4.5	3.5	2.9

資料出所：OECD「Main Economic Indicators」

注 数値はすべて対前年（同期）比である

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第1節 賃金・物価の動向と対策

5 ロシア・東欧

(1) ロシア

○ 賃金・物価の動向

1992年には1,000%を超えていた賃金上昇率は、その後低下して、95年には100%台となったが、依然高い水準で推移している。

消費者物価の上昇率も低下しているものの、95年は約200%と依然高い。また、物価上昇率が一貫して賃金上昇率よりも高いため、実質賃金は減少している。エネルギー価格の統制の再導入等が行われたが、経済の停滞と財政赤字の中で通貨供給が増大しており、今後も物価の安定は期待できないと見られている(表1-3-21)。

表1-3-21 ロシア・東欧諸国の賃金・消費者物価上昇率の推移

表1-3-21 ロシア・東欧諸国の賃金・消費者物価上昇率の推移

(%)

		1992年	93	94	95				
						1~3月	4~6	7~9	10~12
ロシア	賃金上昇率	1064.9	870.7	274.6		124.8	130.5	123.5	
	物価上昇率	1529.3	883.3	309.1	194.8	216.7	222.5	221.7	157.2
ポーランド	賃金上昇率	38.9	31.3	34.7		33.3	32.7		
	物価上昇率	43.0	35.3	32.2		33.0	31.6		
ハンガリー	賃金上昇率	24.3	27.1	18.9		21.6	19.6	19.8	
	物価上昇率	23.0	22.5	18.8		24.5	30.4	29.5	
チェッコ	賃金上昇率	19.6	23.8	15.9		18.9	20.5	17.2	
	物価上昇率	15.9	15.7	10.0	9.9	9.3	10.2	9.1	8.0
スロヴァキア	賃金上昇率	19.7	18.4	17.0		14.0	14.3		
	物価上昇率	10.0	23.0	13.4		11.5	10.9		
ルーマニア	賃金上昇率	170.0	195.4	137.7		64.4	57.3		
	物価上昇率	210.9	256.0	136.8		49.1	30.6		
ブルガリア	賃金上昇率	113.8	53.4	53.4		61.7	61.0	57.4	
	物価上昇率	79.4	64.0	121.5		117.9	67.2	53.8	

資料出所：経済企画庁「海外経済データ」

OECD「Short-Term Economic Indicators, Transition Economies」(スロヴァキア、ルーマニア、ブルガリアの賃金上昇率)

注1 すべて対前年(同期)比

2 「賃金」は、各国ごとに次のとおり。ロシア：平均賃金、ポーランド：月当たり平均賃金、ハンガリー：非農業部門平均賃金、チェッコ：工業部門平均賃金、スロヴァキア：月収賃金、ルーマニア：月収賃金、ブルガリア：月収賃金(公共部門のみ)

3 ポーランドは95年1月1日から通貨ズロチの1/10000のデノミを実施したが、賃金上昇率は旧ズロチ換算による。

(2) ポーランド

ア 賃金・物価の動向

30%台の賃金上昇率が続いているが、1995年に入って、わずかではあるが沈静化の傾向も見られる。

消費者物価上昇率は、92年には40%台であったが、その後は低下を続けており、95年4~6月期には30%強となった。しかし、外貨準備のための通貨供給量の増大を背景に、95年当初見込みの17%を依然大きく上回っている。

イ 賃金・物価に関する対策

○ 最低賃金の引上げ

ポーランドの最低賃金は、生活コストの動向に基づいて四半期ごとに設定されるが、95～96年の最低賃金の動向は次のとおり。

なお、ポーランドでは、約25万人に最低賃金が適用されており、これは就業者の約3%に当たる。

95年1～3月期 月額260 新ズロチ(約9,700円) (注12)

4～6月期 280 // (約10,100円)

7～9月期 295 // (約12,200円)

10～12月期 305 // (約13,000円)

96年1～3月期 325 // (約13,300円)

(注12)日本円換算は各期末の為替レートを用いた。

(3) ハンガリー

ア 賃金・物価の動向

賃金上昇率は低下傾向にあり、1995年はほぼ20%で推移している。ハンガリーでは輸出競争力維持のために通貨フォリントの切下げを繰り返しているが、95年3月には9%もの大きな切下げの影響で消費者物価上昇率が1～3月期、4～6月期と高くなったが、7～9月期にはわずかではあるが低下していることから、通貨切下げの影響は一時的なものと思われる。

ハンガリー政府は、国際通貨基金(IMF)からの勧告もあって、消費を抑制して国内貯蓄を増大させ、これにより国内投資を活性化させるために、賃金上昇率を物価上昇率以下に抑える方針を採っている。95年の賃金上昇率の動きを見る限り、この方針に沿ったものとなっている。

イ 賃金・物価に関する対策

○ 最低賃金の引上げ

ハンガリーの最低賃金は、88年に設置された政労使三者構成の「利益調整委員会」における交渉によって決定されてきたが、その89年以降の推移は以下のとおりである。最低賃金が適用される労働者数は20～30万人で、これは全体の約1割に当たる。また、最低賃金は新規事業設立時の社会保障分担金など人件費算定の基礎としても利用される。

なお、同委員会は、最低賃金の決定だけでなく、労働問題全般に関する諮問機関としての役割を有するとともに、賃上げに関する勧告を行う。

1989年3月～90年2月 月額3,700 フォリント(注13)

90年2月～90年9月 4,800 //

90年9月～91年1月 5,600 //

91年1月～91年3月 5,800 //

91年3月～91年11月 7,000 //

91年11月～93年2月 8,000 //

93年2月～94年2月 9,000 //

94年2月～95年2月 10,500 //

95年2月～96年2月 12,200 //

96年2月～ 14,500 // (約10,600円)

(注13) 1 フォリント=約0.73円、96年1月末

(4) チェッコ

ア 賃金・物価の動向

工業部門の賃金上昇率は、1994年にやや低下したが、95年に入ってやや高まり、20%程度で推移している。

消費者物価上昇率は、東欧諸国の中では低く、また、低下傾向で推移しており、95年には1ケタ台まで低下した。しかし、強い国内需要と2ケタ台の通貨供給量の伸びが物価上昇圧力となるとの見方もある。

イ 賃金・物価に関する対策

(ア) 賃上げ抑制規則の廃止

チェッコ政府は、賃上げが物価上昇に与える影響を小さくすることを目的として、91年(当時はチェッコ・スロヴァキア)から賃上げ抑制措置を実施している。措置の内容は毎年改正され、94年1月以降は次のような内容で実施されていた。

1) 対象:従業員数25人以上の企業

2) 賃上げ抑制措置

一定の評価期間に支払った賃金総額の対前年上昇率が、対応する期間の物価上昇率を5ポイント上回った場合、以下により罰金を課す。

- ・企業実績の伸びに見合う賃金総額を上回る支払い賃金総額に相当する額を罰金として徴収する。
- ・支払い賃金総額が企業実績の伸びに見合う賃金総額を10%以上上回っている場合には、10%を超える部分に相当する額の2倍の額の罰金を加算して徴収する。

政府は、この措置について、95年1月、罰金比率を100%から50%に緩和したが、さらに95年7月には、この措置そのものを廃止した。

(イ) 最低賃金の引上げ

最低賃金は、92年以降(93年の分離独立後も有効)月額2,200コルナであったが、96年1月から2,500コルナ(約9,500円)に引き上げられた(1コルナ=約3.8円、95年11月末)。

(5) スロヴァキア

○ 賃金・物価の動向

賃金上昇率は約20%の水準から低下しており、1995年は14%台で推移している。

消費者物価上昇率は、隣国チェッコと同様東欧諸国の中では低く、また、同様に低下しており、ほとんど1ケタの水準になっている。

(6) ルーマニア

○ 賃金・物価の動向

賃金上昇率は1993年に約200%となった以降低下しており、95年には2ケタ台となった。

消費者物価上昇率も3ケタ台の水準から95年には2ケタ台まで低下した。物価上昇の沈静化により、賃金上昇率が物価上昇率を上回るようになり、特に95年に入ってからはその差が拡大傾向にある。これが経済成長の大きな要因である個人消費を支えていると見られている。

(7) ブルガリア

ア 賃金・物価の動向

公共部門の賃金上昇率は、1995年前半にやや高まったが、92年の3ケタ台の水準から93年以降は2ケタ台の水準で推移しており、長期的には沈静化している。

消費者物価上昇率も、91年の3ケタ台の水準から92、93年は2ケタ台となり沈静化した。94年4月の付

加価値税(18%)の導入により再び3ケタ台の水準となったが、95年4～6月期以降再び2ケタ台となり、低下を見せている。

イ 賃金・物価に関する対策

○ 最低賃金の引上げ

政府は、94年11月から適用されていた月額2,143レバを、95年5月、2,450レバ(約3,200円)に引き上げた(1レバ=約1.3円、95年5月末)。

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

1 概況

○先進国の労働時間はアメリカ、カナダ、オーストラリアは減少しているが、イギリス、ドイツ、フランス、ニュージーランドは増加

先進国の労働時間(週当たりの支払い又は実労働時間)は、アメリカ、カナダ、オーストラリアは減少しているが、イギリス、ドイツ、フランス、ニュージーランドは増加している。また、概してブルーカラー労働者の方がホワイトカラー労働者よりも労働時間が長く、それは超過勤務時間が長いことによっている。

労働時間に関連した動きとしては、ドイツの動向が注目された。ドイツは先進国で最も労働時間短縮が進んでいるが、95年春闘において木材産業、保険業等一部産業で労働時間を柔軟化する協約が成立した。最近の深刻な失業情勢の下で、雇用確保と雇用創出のために、労働時間の柔軟化と超過勤務の削減が労使あるいは政労使の間で重要課題として取り上げられており、ドイツの労働時間の柔軟化の動きは今後さらに強まると考えられる。

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

2 G7諸国及びEU

(1) G7諸国

ア アメリカ

○ 労働時間の動向

週当たり支払い労働時間(民間非農業、生産・非監督的労働者)は、1992年34.4時間、93年34.5時間、94年34.7時間と増加していたが、95年は減少傾向で推移し、95年通年で94年より0.2時間短い34.5時間となった。

製造業の支払い労働時間をみると、全体の労働時間より約7時間長い41～42時間の水準であるが、全体の推移と同様、94年までは増加し、95年には減少している。所定外労働時間の推移をみると、94年までの労働時間の増加は所定外労働時間の増加によるものであるといえる。しかし、95年の減少幅は所定外労働時間の減少幅よりも大きく、景気の減速等の影響によって所定内労働時間も減少したものと考えられる(表1-3-22)。

表1-3-22 アメリカの支払い労働時間の推移

表 1 - 3 - 22 アメリカの支払い労働時間の推移

(時間)

	1992年	93	94	95				
					1~3月	4~6	7~9	10~12
支払い労働時間(民間非農業)	34.4	34.5	34.7	34.5	34.7	34.4	34.5	34.4
(製造業)	41.0	41.4	42.0	41.6	42.1	41.5	41.5	41.4
所定外労働時間	3.8	4.1	4.7	4.5	4.8	4.4	4.4	4.4

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」

注1 民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり支払い労働時間である。

注2 「所定外労働時間」は、製造業の数値である。

イ イギリス

○ 労働時間の動向

イギリスの労働時間(グレート・ブリテン地域のみ)は、90年以降減少傾向にあったが、94年からは増加に転じている。全産業フルタイム雇用者の週当たり実労働時間は、93年39.8時間(対前年差0.1時間減)、94年40.1時間(同0.3時間増)の後、95年は40.3時間(同0.2時間増)となった。職種別にみると所定外労働時間の長さの違い等からブルーカラー労働者の方がホワイトカラー労働者より労働時間が長く、95年はそれぞれ44.3時間(うち所定外労働時間は5.0時間)、38.1時間(同0.9時間)と6.2時間の差がある(表1-3-23)。

表1-3-23 イギリスの週当たり実労働時間の推移

表1-3-23 イギリスの週当たり実労働時間の推移

	(時間)		
	計	ブルーカラー	ホワイトカラー
1992年	39.9(2.4)	43.7(4.9)	37.8(1.0)
93	39.8(2.3)	43.5(4.6)	37.8(1.0)
94	40.1(2.4)	43.9(4.9)	38.0(1.0)
95	40.3(2.4)	44.3(5.0)	38.1(0.9)

資料出所：イギリス教育雇用省「New Earnings Survey」

注 () 内の数値は所定外労働時間 (overtime hours)

ウ ドイツ

(ア) 労働時間の動向

旧西ドイツ地域の工業(Industrie)部門労働者の週当たり支払い労働時間は、93年に38時間まで減少したが、94年には0.3時間とわずかではあるが増加した。95年に入ってから対前年同期比プラスの38時間台で推移しており、94年よりも増加すると見込まれることから、93年が西ドイツ労働時間のボトム(労働時間短縮の観点からはピーク)であったと思われる。

一方、旧東ドイツ地域の工業部門の週当たり支払い労働時間は、93年まで増加傾向で推移したが、94年には減少に転じて91年(40.7時間)をも下回った。95年に入ってからはずかながら増加傾向にある(表1-3-24)。

表1-3-24 ドイツの週当たり支払い労働時間の推移

表 1 - 3 - 24 ドイツの週当たり支払い労働時間の推移

	1992年	93	94	95	(時間、%)			
					1~3月	4~6	7~9	10~12
旧西ドイツ	39.0	38.0	38.3	38.1	38.8	38.9		
対前年伸び率	-0.8	-2.6	0.8	1.9	1.3	0.8		
旧東ドイツ	40.9	41.2	40.1	38.4	39.7	40.3		
対前年伸び率	0.5	0.7	-2.7	-2.0	0.0	-0.7		

資料出所：ドイツ連邦統計庁「Wirtschaft und Statistik」

労働時間に関する特徴的な動向として、95年春闘において木材産業、保険業等一部産業で労働時間の柔軟化の動きが見られた(詳細は第4章第2節参照)。

(イ) 労働時間に関する対策

○ 労働時間柔軟化に向けた動き

失業率11%という戦後最悪の雇用失業情勢の中で、ドイツ政労使は、雇用の確保・創出のために事業主の負担を軽減する方向で動いており、その一環として労働時間の柔軟化が課題のひとつとして取り上げられている(詳細は第2章第2節参照)。

a IGメタル、「労働のための同盟」を提案(95年11月)

ドイツ金属産業労組(IGメタル)は、95年10月29日～11月4日の定期大会において、「ゲザムトメタル(全金属産業連盟)が96年から3年間、企業都合の解雇を行わず、長期失業者の雇用を含め合計33万人の雇用を創出することを条件に、IGメタルは、97年の賃金交渉では、物価上昇分の賃上げを受け入れる。」等とする「労働のための同盟」を提案し、これが大きな契機となって、以後の雇用失業問題に対する政労使の取組みに拍車をかけることとなった。

b ドイツ産業連盟(BDI)、「2000年までに200万人の雇用創出」を提言(96年1月15日)

ドイツ産業連盟(BDI)のヘンケル会長は、1月15日、「政労使が直ちに、競争力を改善し、コストを下げ、起業を奨励するための対策を実行するならば、ドイツは、2000年までに200万人の雇用を創出することができる。」と述べ、「雇用・失業問題」に関するBDIの姿勢を表明した。その中で労働時間については、1)賃金や労働条件の交渉ができるよう、法律により、経営評議会の役割を拡充すること、2)鉄鋼・電機部門においては、機械・設備のより長時間の運用を可能とするため、労働時間を柔軟にすべきこと、と提案している。

c IGメタルと全金属産業連盟(ゲザムトメタル)のトップ会談(96年1月18日)

IGメタルによる「労働のための同盟」提案後2度目のこの会談において両者は、今後詰めるべき事項を多く残したものの、1)超過勤務の削減、2)週労働時間の柔軟化等、一定の「中間的合意」に達した(提案後1回目の会談(1月8日)では進展がなかった)。

エ フランス

(ア) 労働時間の動向

非農業雇用者の週当たり実労働時間は、93年まではわずかながら減少していたが、94年以降はやや増加傾向にある。非農業全体では、95年は週当たり39.02時間となっている(表1-3-25)。

表1-3-25 フランスの産業別週当たり実労働時間の推移

表 1 - 3 - 25 フランスの産業別週当たり実労働時間の推移

	(時間)					
	1990年	91	92	93	94	95
非農業	39.04	39.03	39.03	38.99	39.00	39.02
製造業	38.74	38.87	38.70	38.62	38.63	38.66
建設・土木業	39.50	39.50	39.47	39.38	39.37	39.35
商業	39.05	39.02	39.99	39.00	39.01	39.04
運輸・通信業	39.29	39.37	39.38	39.35	39.37	39.42
商業サービス業	39.22	39.22	39.20	39.18	39.18	39.19
保険業	38.11	38.08	38.04	38.06	37.98	38.04

資料出所：フランス労働・雇用・職業訓練省「Bulletin Mensuel des Statistiques du Travail」

注1 各年1、4、7、10月の平均。ただし、95年は1、4月の平均。

2 商業サービス業は、公務、非営利サービスは除く。

オ カナダ

(ア) 労働時間の動向

週当たり支払い労働時間(民間非農業労働者)は、92年30.5時間、93年30.6時間、94年30.9時間と増加し

ていたが、95年に入ってから30.7～30.8時間とやや減少傾向で推移している(表1-3-26),(表1-3-27)。

表1-3-26 カナダの週当たり支払い労働時間の推移

表 1 - 3 - 26 カナダの週当たり支払い労働時間の推移

(時間)						
1992年	93	94	95	3月	6	9
				30.5	30.6	30.9

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

注 民間非農業労働者の週当たり支払い労働時間。

表1-3-27 カナダの産業別労働時間（1994年）

表 1 - 3 - 27 カナダの産業別労働時間（1994年）

(時間)	
産 業	
工 業	38.71
鉱業、石油採掘業	39.76
製造業	38.84
建設業	37.71
サービス業	27.71
運輸・通信・電気・ガ ス・水道業	36.87
金融・保険・不動産業	25.70
サービス業	26.42

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

注 民間非農業労働者の週当たり支払い労働時間。

ア 労働時間の動向

EU全体の年間労働時間は、1988年の1702.5時間から減少傾向をたどり、93年には1668.8時間となった。加盟国別には、ルクセンブルク及びイギリスを除く10加盟国において同時期に年間労働時間が減少した。93年において、年間労働時間の最も短い国はオランダ、最も長い国はポルトガルであった。

雇用形態別にみると、常用労働者の年間労働時間は、88年の1816.6時間から93年の1797.1時間へと減少傾向をたどった。なお、非常勤労働者の年間労働時間にはほとんど変化が見られない。

産業別にみると、EU全体の常用労働者では製造業1818.7時間、サービス業1776.5時間となっており、加盟国別にみても、一部の例外を除いて、ほぼ製造業よりもサービス業の方が年間労働時間が短くなっている。

公的な休日や年次休暇日数は、この10年間にほとんど変化が見られない。このことについて欧州委員会は、現在までの労使交渉では、休日の増加ではなく、1週間当たりの労働時間の削減に焦点が当てられてきたと考えられる、としている(表1-3-28),(表1-3-29)。

表1-3-28 EUの年間労働時間の推移

表 1 - 3 - 28 EUの年間労働時間の推移

	(時間、%)						
	1987年	88	89	90	91	92	93
計	1697.9	1702.5	1689.4	1679.8	1674.2	1680.0	1668.8
	—	2.7	-0.8	-0.6	-0.3	0.3	-0.7
常用労働者	1809.7	1816.6	1804.1	1796.3	1792.3	1803.3	1797.1
	—	0.4	-0.7	-0.4	-0.2	0.6	-0.3
うち製造業	1823.0	1832.1	1822.0	1815.8	1810.3	1822.5	1818.7
	—	0.5	-0.6	-0.3	-0.3	0.7	-0.2
うちサービス業	1791.5	1797.7	1784.2	1775.7	1773.6	1785.0	1776.5
	—	0.3	-0.8	-0.5	-0.1	0.6	-0.5

資料出所：欧州統計局

注1 下段の数値は、対前年比。

2 オーストリア、スウェーデン、フィンランドを除く、12カ国の数値。

表1-3-29 EU諸国の公的休暇及び年次休暇

表 1 - 3 - 29 E U諸国の公的休暇及び年次休暇

(日)

	1983年		92	
	公的休暇	年次休暇	公的休暇	年次休暇
ベルギー	10.0	25.0	10.0	25.0
デンマーク	7.0	25.0	8.0	25.0
ドイツ	9.0	29.6	8.9	30.8
ギリシャ	9.0	25.0	9.0	25.0
スペイン	14.0	23.6	14.0	23.4
フランス	10.0	25.0	10.0	25.0
アイルランド	8.0	20.0	8.0	20.0
イタリア	15.0	22.6	15.0	22.7
ルクセンブルグ	10.0	28.0	10.0	28.0
オランダ	6.0	22.5	6.0	22.5
ポルトガル	11.0	23.8	11.0	23.8
イギリス	8.0	25.0	8.0	25.0

資料出所：欧州統計局

イ 労働時間に関する対策

○ 育児休業に係るEU指令制定に向けた動き

a 欧州レベルの労使、育児休業に係る労使協約に調印

欧州労連(ETUC)、欧州産業連盟(UNICE)、欧州公共企業体センター(CEEP)の3者の会長及び欧州委員会事務局長は、95年12月14日、欧州委員会プリン委員立ち会いのもと、育児休業(parental leave)に係る欧州レベル労働協約に調印した。協約に調印した3団体は、マーストリヒト条約に付属する社会政策に関する議定書及びこれに付随する合意(以下、「合意」という。)に基づき、欧州委員会に対し、本協約を理事会に提出し、理事会において採択・承認するよう要請した。ただし、理事会においていかなるものであれ協約の内容に変更が加えられるようならば、直ちに提案を撤回するよう求めた(注14)。

(注14)欧州レベルの労使協議という合意の手続きが最初に適用されたのは欧州労使協議会に関するものであったが、これについては労使の意見が一致せず、結局欧州委員会が指令案として理事会に提出、理事会採決を経て指令となっている。

(a) 経緯

- 1) 83年11月24日、欧州委員会より理事会に対し「育児休暇及び家庭的理由のための休暇に関する指令案」を提出。
- 2) 上記指令案に対する欧州議会等の意見を勘案し、84年11月15日、修正案を欧州委員会より理事会に提出。労働社会相理事会で審議されたが、意見の一致を見ず。
- 3) 93年11月23日の労働社会相理事会において、議長国ベルギーが妥協案を提出、イギリス以外で大筋の合意成立。イギリスは父親への育児休業は認められずとして強く反対。
- 4) 94年9月22日の労働社会相理事会において、合意に基づく手続き(イギリスを除外)を開始することを宣言(注15)。
- 5) 95年2月22日、欧州委員会は上記手続きに従い、欧州レベルの労使団体に対し第1次協議を開始。
- 6) 95年6月21日、第2次協議を開始。
- 7) 95年11月6日、ETUC、UNICE、CEEPの3者が労働協約の締結に合意。
- 8) 95年12月14日、労働協約に正式調印。

(注15)雇用促進、社会保護、労使対話等の社会政策に関し、イギリスを除く11カ国が、マーストリヒト条約締結時に交わしたもので、同条約とともに発効。のち、新たに加盟したオーストリア、スウェーデン、フィンランドもこの合意に加わったことから、現在合意が適用されるのは14カ国。

合意の主要点は次のとおり。

- 1) 労働者の安全衛生、労働条件、労働者の情報協議、職場・労働市場における男女平等等の社会政策分野の事項について、原則として特定多数決により、決定することができること。
- 2) 欧州委員会は、社会政策分野の提案について欧州レベルの労使に協議することができ、労使は、意見・勧告を提出することができること。
- 3) 協議を受けた労使が望む場合には、当該事項について協約を締結することができ、この協約は、労使の要請に基づき欧州委員会から理事会に提出され、採決・承認されれば加盟国を拘束するものとなること。

(b) 協約の内容

- 1) 労働者は男女を問わず、その子の8歳の誕生日までに、少なくとも3ヵ月間の育児休業を取得することができる(休業期間は国レベルで決定)。
- 2) 育児休業の取得の形態は柔軟であり、労働者はパートタイム労働や分割労働を選択することができる。
- 3) 適用除外はなく、全職種、全企業に適用される。
- 4) 労働者は緊急の家族的理由により追加的な休業を取ることができる(追加的休業期間は国レベルで決定)。
- 5) 疾病、失業、年金等の社会保険は休業中も継続される。
- 6) 休業中は解雇されず、前職又は同等の職への復帰が保障される。

b 欧州委員会、育児休業に係る欧州レベル労使協約を指令とする案を採択

欧州委員会は、96年1月31日、ETUC、UNICE、CEEPの3者が95年12月14日に締結した「育児休業に係る欧州レベル労働協約」をEU法に転換するために理事会に提出する指令案を採択した。

この手続きの根拠は、マーストリヒト条約に付属する社会政策に関する議定書に基づき、イギリスを除いて締結された合意の第4条第2項であり、同項は、「共同体レベルで締結された協約は、(中略)委員会からの提案に関する理事会決定により実施される。」としている。この規定に基づけば、労使協約が理事会で採択・承認されることによって、規則や指令の他に労使協約という第3のEU法形式が現実のものとなることも考えられたが、欧州委員会は、今回のケースについては、協約内容が各国国内法により間接的に適用されることを意図していることから、「指令」という法形式を採用することが適当と判断した、としている。

同案は、今後、理事会審議、欧州議会諮問を経て、理事会において採決されれば、指令としてイギリスを除く加盟14カ国政府を拘束することとなる。

(参考)EU各国の育児休業制度(94年11月現在)

1) オーストリア

世帯当たり24ヵ月。休業期間中は1日当たり13ECUの給付、単親世帯及び低所得配偶者世帯については給付増額。

2) ベルギー

法廷休業制度なし。しかし、雇用主の同意により、6～12ヵ月の仕事の中断(full-time career break)か、出産の場合は、産休後12週間の休業を取得可能。又は、6ヵ月から5年の間で通常の半分の労働時間での就労を求めることが可能。

3) デンマーク

世帯当たり10週間。男親・女親を問わず6ヵ月間の追加的休業を取得可、その間は失業手当の80%の額を給付。雇用主が認めればさらに6ヵ月間の休業取得可。

4) フィンランド

世帯当たり158労働日、収入の66%の額を給付。さらに子供が3歳になるまで育児休業可。両親ともに働いている場合、子供が義務教育の第1年目を終了するまで親のどちらかが短時間就労可能。

5) フランス

子供が3歳(36ヵ月)になるまで、両親の間で交代取得(share)可。従業員数100人未満の事業主は休業の拒否可能。休業中の親はパートタイム就労を選択可。

6) ドイツ

男親・女親を問わず子供が3歳になるまで休業取得可。最初の6ヵ月間は月当たり320ECUを給付、その後子供が2歳になるまでは所得に応じた給付。休業中の親は週19時間まで就労可(雇用主の義務)。

7) ギリシャ

男親・女親を問わず3ヵ月間の休業取得可。ただし、無給、両親の間で交代取得不可。単親については6ヵ月間。事業主は、従業員数の8%以上の者からクレームが出された場合は当該1年間は休業を拒否可能。

8) アイルランド

制度なし。

9) イタリア

産休後、子供の1歳の誕生日までの間に6ヵ月間。その間、標準収入の30%の額を給付。障害児の場合は、3歳の誕生日まで延長又は1日当たり2時間の有給休業。

10) ルクセンブルグ

制度なし。

11) オランダ

男親・女親を問わず、子供が4歳になるまでの間であればいつでも、6ヵ月間の短時間就労可。収入減に対する補填給付はなし。

12) ポルトガル

世帯当たり産休に引き続き6～24ヵ月間。子供が12歳以下の場合又は障害児である場合は、通常の半分の労働時間での就労可。

13) スペイン

世帯当たり無給で12ヵ月間。さらに2年間延長可、ただし延長した場合は空きがない限り原職復帰の保障なし。子供が6歳以下の場合又は障害児である場合は、1/3～1/2の時短可、ただし減収の補償なし。

14) スウェーデン

親ひとり当たり、子供が8歳になるまでの間に18ヵ月、分割取得可。世帯当たり450日の給付あり、うち360日については収入の90%、90日については1日当たり7ECU。子供が学校の第1学年終了まで通常の3/4の労働時間での就労可、ただし減収の補償なし。

15) イギリス

制度なし。

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

3 アジア

(1) NIEs

ア 韓国

○ 労働時間の動向

韓国では、非農林漁業雇用者の月間実労働時間は1987年以降減少が続いており、93年206.4時間(前年差0.1時間減)の後、94年205.9時間(同0.5時間減)となった。

イ 香港

○ 労働時間の動向

香港では、非農林漁業の実労働時間は、増加と減少が繰り返されているが、長期的には減少傾向にあり、93年45.7時間(前年差0.9時間増)の後、94年45.8時間(同0.1時間増)となった。

ウ 台湾

○ 労働時間の動向

台湾では、製造業労働者の月間実労働時間は、90年に202時間(前年差2時間減)の後、94年まで5年連続で同水準となった。95年は1～9月までの平均で201時間となった。

エ シンガポール

○ 労働時間の動向

シンガポールでは、6大産業雇用者(製造業、建設業、商業、運輸・通信業、金融・保険・不動産業、対社会・個人サービス業)の週当たり実労働時間(各年9月)は、93年46.9時間(前年差0.3時間増)、94年47.0時間(同0.1時間増)と92年以降、労働時間が増加している。製造業についてみると、6大産業全体の平均よりは労働時間が長く、93年49.2時間、94年49.3時間となっている(表1-3-30)。

表1-3-30 アジアNIEsの実労働時間の推移

表1-3-30 アジアNIEs諸国(地域)の実労働時間の推移

	(時間)			
	1991年	92	93	94
韓国				
非農林漁業	208.2(- 1.3)	206.5(- 1.7)	206.4(- 0.1)	205.9(- 0.5)
製造業	214.0(- 2.2)	211.6(- 2.4)	212.2(0.6)	211.7(- 0.5)
香港				
非農林漁業	46.5(0.5)	44.8(- 1.7)	45.7(0.9)	45.8(0.1)
台湾				
製造業	202 (0.0)	202 (0.0)	202 (0.0)	202 (0.0)
シンガポール				
6大産業	46.7(0.2)	46.6(- 0.1)	46.9(0.3)	47.0(0.1)
製造業	48.7(0.2)	48.7(0.0)	49.2(0.5)	49.3(0.1)

資料出所：韓国は韓国経営者総協会「労働経済年鑑」

香港はILO「YEARBOOK OF LABOUR STATISTICS」

台湾は経済建設委員会「自由中国之工業」

シンガポールは調査統計庁「SINGAPORE YEARBOOK OF LABOUR STATISTICS」

- 注1
- ・韓国は、事業所規模10人以上の事業所の月当たり実労働時間。
 - ・香港は、工業を除く非農林漁業の15才以上の雇用者の週当たり実労働時間。
 - ・台湾は、製造業労働者の月当たり実労働時間。
 - ・シンガポールは、6大産業雇用者の週当たり実労働時間。なお、6大産業とは、製造業、建設業、商業、運輸・通信業、金融・保険・不動産業、対社会・個人サービス業を指す。

2 () 内は、対前年増減差。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

4 オセアニア

(1) オーストラリア

○ 労働時間の動向

製造業労働者の週当たり実労働時間は、1993年38.2時間(前年差0.2時間増)の後、94年は39.0時間(同0.8時間増)、95年は38.8時間(同0.2時間減)となった(表1-3-31)。

表1-3-31 オーストラリアの週当たり実労働時間の推移（製造業）

表1-3-31 オーストラリアの週当たり実労働時間の推移（製造業）

	(時間)			
	1992年	93	94	95
労働時間	38.0	38.2	39.0	38.8

資料出所：OECD「Main Economic Indicators」

(2) ニュージーランド

○ 労働時間の動向

非農業部門雇用者の週当たり支払い労働時間は、1992年は38.7時間(前年差0.2時間増)、93年38.9時間(同0.2時間増)の後、94年は39.2時間(同0.3時間増)となった(表1-3-32)。

表1-3-32 ニュージーランドの週当たり労働時間の推移

表 1 - 3 - 32 ニュージーランドの週当たり労働時間の推移

	(時間)				
	1990年	91	92	93	94
労働時間	38.7	38.5	38.7	38.9	39.2

資料出所：ILO「Yearbook of Labour Statistics 1995」

注 非農業部門雇用者（林業と森林伐採業を含む）で、2人以上の有給の従業員を雇用するに値する事務所の支払い労働時間

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第2節 労働時間の動向と対策

5 ロシア・東欧

(1) ポーランド

○ 労働時間法制の改正

ポーランドの新労働法が、1995年2月21日、クワシニエフスキ大統領の署名により成立した。発効は署名から3ヵ月後となっている。新労働法は、従前の労働法を大幅に修正し、同月3日に議会を通過していたものである。

新労働法の主要点のひとつは労働時間に関する規定の改正である。労働法の修正過程においては、現行の「1日8時間、平均週42時間」について、週労働時間を40時間に短縮する案も出されたが、結局、現行のままとされた。一方、残業時間の規制は緩和され、現行「年間120時間」から「年間150時間」となった。また、年次有給休暇の付与日数が4日増やされ、就労1年で付与される日数が現行14日から18日になった。なお、新労働法は、ポーランド国内で活動する外国企業に対しても等しく適用される。

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

1 概況

労働災害の発生は、ドイツにおいて増加傾向にあるが、アメリカ、イギリス、アジアNIEsにおいては減少している。産業別には、建設業、運輸関連業で多く発生している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

2 G7諸国及びEU

(1) G7諸国

ア アメリカ

○ 労働災害の動向

1993年におけるフルタイム労働者100人当たりの休業災害発生件数は2.9件であり、92年より1件減少した。産業別にみると、建設業4.9件、運輸業4.3件、農林水産業4.2件などが高い。

イ イギリス

○ 労働災害の動向

イギリスにおける死亡災害発生件数は1989年以降減少傾向にあり、労働者10万人当たり死亡災害発生件数は93年の283件(速報値)から、94年は263件(速報値)と20件減少した。

ウ ドイツ

○ 労働災害の動向

ドイツ(旧東ドイツ地域を含む全ドイツ)における通勤災害以外の労働災害による労災保険の初回受給者数は増加傾向にあり、92年が45,619人(前年比4.2%増)93年が48,424万人(同6.1%増)となった。うち死亡者数は92年が1,752人(前年比17.1%増)、93年が1,867人(同6.6%増)となった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第3章 賃金・労働時間等労働条件の動向と対策

第3節 労働災害の動向

3 アジア

(1) NIEs

ア 韓国

○ 労働災害の動向

韓国では、労働災害の被災者数はここ数年減少を続けており、1993年9万288人(前年比16.0%減)の後、94年は8万5,948人(同4.8%減)となった。労働災害による死亡者数は、93年2,210人(前年比9.0%減)の後、94年は2,678人(同21.1%増)となった。

イ 香港

○ 労働災害の動向

香港では、労働災害の被災者数は89年以降減少を続けており、93年6万7,662人(前年比10.5%減)、94年6万4,416人(同4.8%減)、95年5万9,375人(同7.8%減)となった。労働災害による死亡者は、93年287人(前年比16.7%増)、94年263人(同8.4%減)、95年247人(同6.1%減)となった。

ウ シンガポール

○ 労働災害の動向

シンガポールでは、労働災害の発生件数は、91年に5,000件を超えてピークに達して以降、年々減少して

きている。92年4,698件、93年4,257件、94年4,003件と推移している。併せて、労働損失日数(100万延べ労働時間当たり)も減少している。93年448人日から94年362人日となった。なお、労働災害の多くは造船業及び建設業において発生している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare